

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 有限会社兼平
法人番号 : 8012402005980
業者の住所 : 東京都国立市青柳2-10-14

2 指名停止の措置対象地区 : 関東甲信地区

3 指名停止の期間 : 令和8年1月28日 ~ 令和8年3月10日（6週間）

4 事実概要

有限会社兼平は、東京都内の公共工事において、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、下請代金の額が建設業法施行令第2条に規定する金額以上となる下請契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、東京都知事より監督処分（営業停止（7日間））を受けた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第13号（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1~12 省略 (建設業法違反行為)	省略
13 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
14~16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)